

令和 7 年第 9 回定例教育委員会

令和 7 年 9 月 2 5 日（木）午後 3 時 0 0 分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒 川 淳 司 麓 美 絵 新 館 忠 義 兼 子 弘 詔 松 田 久 美	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課参事 総務課主幹 教育支援課長 教育支援課参事 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 スポーツ課長 スポーツ課主幹 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	佐 藤 学 新 山 千 穂 小 椋 公 司 山 崎 浩 克 伊 藤 麻 美 清 水 孝 則 水 口 武 米 山 昌 樹 三 浦 洋 井 上 滋 星 野 真 松 井 正 行 天 野 保 則 佐 野 之 範 堀 井 修 兼 平 一 志 本 田 拓 也
			記録員 傍聴者	なし	

1 報告事項

- （1）令和 7 年第 3 回江別市議会定例会の一般質問について
- （2）令和 7 年度小中学生国内交流研修事業について

2 審議事項

- （1）令和 7 年議案第 2 9 号
江別市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和 7 年第 1 0 回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和7年第9回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を松田委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1) 令和7年第3回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。
佐藤教育部長	佐藤教育部長お願いします。 令和7年第3回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。教育委員会関係分は、9月10日から12日に計4名の議員から一般質問がありました。 資料2ページをお開き願います。はじめに吉本議員から「教材費の保護者負担の軽減について」、2点質問がありました。1点目の「物価高騰に見合った就学援助の学用品費引上げについて」への答弁では、就学援助の対象となる費目には、学用品費の他、給食費や修学旅行費、クラブ活動費等があり、当市では、国の「要保護児童生徒援助費補助金」に準拠した単価により、保護者に対して支給してきている。文部科学省の令和8年度概算要求において、学用品費の単価は、小学校が現在の約2.8倍、中学校が約1.5倍となっており、教育委員会としては、こうした国の動向を注視していく、と答えています。 2点目の「教材を学校備品にすることの検討について」への答弁では、学校では、主要教材である教科書は無償で給与されているが、補助教材の購入にあたっては、保護者に一部費用を負担いただいている。こうした中、算数セットを学校備品として整備している学校や、画用紙等紙類にかかる費用の徴収を廃止した学校もあるなど、保護者負担軽減に向けた学校独自の取組みが進められているところであるが、教材には、使用頻度や衛生面等の観点から、個別保有に適しているものと、共有化に適しているものがあるほか、備品として整備する際に必要となるスペースや費用、在庫管理等にかかる教職員の負担など、それぞれの学校の規模や人数によって状況が異なっている。教育委員会としては、各校の実情に応じて慎重に検討する必要がある、と答えています。 これに対し、吉本議員から再質問があり、1点目の「国の概算要求どおりに単価引上げとなった場合について」への答弁では、令和8年度の国の学用品費単価が、概算要求のとおりに引上げとなった場合には、小学校が11,630円から約3万2千円に、中学校が22,730円から約3万4千円になると想定している、と答えています。 さらに、2点目の「保護者負担軽減策をさらに進める上で支障となること及びその解決策について」への答弁では、スペースや費用、在庫管理等にかかる教職員の負担などが課題として想定されるが、各校では、それぞれの実情に応じて保護者負担の軽減に向けた取組みが行われており、こうした事例を学校間で共有するとともに、引き続き、学校と連携して対応していく、と答えています。 次に、三吉議員から、2件の質問がありました。1件目の「不登校児童生徒の健康診断受診機会の確保について」3点質問があり、1点目の「未受診の児童生徒の把握状況について」への答弁では、学校保健安全法に基づき、各校では、担任や養護教諭が立ち会い、教育委員会が委嘱した学校医による健康診断が行われており、未受診となった児童生徒については、後日学校から教育委員会に対し報告がある。今年度の市立小中学校25校の未受診率は、内科検診が4.7%、歯科検診が5.5%であり、この割合は、例年と同程度となっている、と答えています。 2点目の「受診困難な児童生徒への対応について」への答弁では、学校での検診を受診できなかった児童生徒への対応として、歯科検診においては、札幌歯科医師会と連携し、夏期休業中に個人検診を受けることが可能となっており、令和6年度には、未受診者488名の内、85名が受診し、その費用は教育委員会が負担している。一方、歯科検診以外の内科検診等については、コロナ禍以降、健康な状態にある子どもが感染症に罹患するリスク等を考慮し、未受診者の個別の医療機関での検診実施を見合わせている。不登校や不登校傾向にある児童生徒に対しては、担任が児童生徒の様子を確認するため、電話や自宅訪問などをした際には、受診時間に配慮できることを伝えるなどの働きかけを行っている

ほか、検診日にかかわらず、児童生徒が登校した際には、養護教諭が視力検査や聴力検査を行っているなど、学校では、不登校児童生徒の健康状態の把握に努めている、と答えています。

3点目の「先進事例を踏まえた体制整備と今後の対応について」への答弁では、夏期休業期間中の歯科医院での検診は一定の効果があることから、引き続き、継続して取り組んでいきたいと考えている。児童生徒の健康の保持増進を図る上で、検診機会を確保することは重要であると考えており、他自治体での先進的な取組みも参考にしながら、学校や医療機関等と連携の上、検診体制の充実に向けて検討していく、と答えています。

これに対し、再質問があり、2点目の「受診困難な児童生徒への対応について」への答弁では、児童生徒の受診機会を確保することは、健康の保持増進を図る上で重要であると考えており、他自治体での先進的な取組みも参考にしながら、学校や医療機関等と連携の上、検診体制の充実に向けて検討していく、と答えています。

次に、2件目の「教育支援センターねくすとについて」では1点質問があり、「通級における交通費について」への答弁では、教育支援センター「ねくすと」の開設に当たっては、より学びやすい場となるよう、施設改修を行ったほか、午前中だけであった活動時間を午後まで拡大したことなどにより、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所になっているものと認識しているが、遠方から通級する児童生徒が、保護者の送迎やバスなどの公共交通機関を利用している実態があると承知している。不登校児童生徒の保護者に対する支援を検討するため、親の会や、支援事業所のほか、市の職員が参加した意見交換会では、保護者が抱える不安や悩みなど、参加者から様々な意見が出されており、「ねくすと」などへの子どもの送迎や、交通費が負担になっているとの声もあったところである。これまでも、校内登校支援室に登校サポーターを派遣し、不登校傾向がある児童生徒の居場所の確保に努めてきたほか、スクールソーシャルワーカーの増員や、スクールカウンセラーの派遣時間の増加など、支援体制の拡充を図ってきたところであり、引き続き、保護者や支援事業所等の意見を伺いながら、効果的な支援策について検討していく、と答えています。

これに対し、再質問があり、「交通費の負担軽減に関して、支援を検討することについて」への答弁では、交通費の負担軽減については、支援策の一つと考えられるが、保護者や支援事業所などからは、そのほかにも個々の状況に応じた相談体制の充実など、様々な意見が出されており、引き続き、効果的な支援策について検討していく、と答えています。

次に、干場議員から、2件の質問がありました。1件目の「部活動の地域展開における生徒の安心・安全について」3点質問があり、1点目の「地域展開の課題と認識について」への答弁では、部活動は、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に触れ、達成感や連帯感を育むとともに、競技力や技術を向上させてきたなど、我が国のスポーツや文化芸術の土台を築いてきている。近年、部活動を取り巻く環境が変化する中、国は、地域と連携した部活動の取組みを求めている、本市においては、令和5年度から「江別市部活動の在り方検討委員会」を設置し、議論を重ねてきた。検討委員会からは、市に対して10項目にわたる提言が出され、部活動指導員の継続的な確保や、活動拠点を設ける場合の生徒の移動手段、地域の受け皿づくり、財源の確保など多くの課題が挙げられている。教育委員会では、こうした課題への対応を着実に進める必要があると考えており、引き続き、生徒の心と体の成長を大切にする部活動が展開されるよう取り組んでいく、と答えています。

2点目の「セクシャルハラスメントや性被害から子供を守ることにについて」への答弁では、国が示したガイドラインでは、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するよう、都道府県や市町村に求めている。本市で令和6年度から導入した部活動指導員の採用にあたっては、学校長との面談や、教育委員会が研修を行うなど、国のガイドラインを踏まえ配置しているところであり、これまで配置校からは指導員による不適切な指導やトラブルの報告は受けていない。セクシャルハラスメントや性被害から子供を守ることにについては、現在、在り方検討委員会からの提言をもとに、市の基本方針の策定を進めており、生徒が安心して部活動に参加できるよう、指導員の資質向上や、複数による指導体制などの具体策を取り入れた方針の検討を進めている、と答えています。

3点目の「被害防止に関するガイドラインの策定について」への答弁では、部活動の地域展開を進めるにあたり、生徒の安全と安心を確保するためには、指導者による不適切な行為を防止する体制づくりは不可欠と考えている。教育委員会では、年度内には国のガイ

ドラインや北海道の推進計画の改訂が予定されていることから、改訂内容を注視しながら、市の基本方針に指導者育成や安全対策などについて反映させていく、と答えています。

これに対し、再質問があり、1点目の「指導員の募集方法における安全面に関する内部での議論について」への答弁では、部活動の今後の在り方について、保護者や関係団体などから意見を伺うため、令和5年度に開催したワークショップでは、指導員任用時の面接の重要性のほか、指導員が担う責任や指導方針の共有など、様々な意見が出されたところであり、令和6年度に配置した部活動指導員の採用時には、これらの意見も踏まえ、教育委員会内で議論を重ね、学校長との面談や研修などを実施している。教育委員会では、現在、在り方検討委員会や、ワークショップで出された提言や意見を踏まえ、市の基本方針の策定に向け議論を進めている、と答えています。

また、3点目の「市の基本方針における、指導員による不適切事案の防止に関する取り組みについて」への答弁では、指導者による不適切な行為を防止する体制づくりは不可欠と考えており、在り方検討委員会や、ワークショップで出された意見を踏まえるとともに、国のガイドライン等の改訂内容を注視しながら、市の基本方針に、指導者育成や安全対策などについて反映させていく、と答えています。

次に、2点目の「学校の空気環境について」では4点質問があり、1点目の「効果的な空気環境測定について」への答弁では、文部科学省が定める学校環境衛生基準では、揮発性有機化合物6種類を対象に、学校ごとに年1回、1か所以上の定期検査実施が規定されている。空気環境測定の見直しについては、教育委員会では、経年比較ができるよう定点測定を基本としつつ、基準値を概ね5年以上、大幅に下回っている学校においては、測定箇所の変更について学校長等と事前協議を行った結果、今年度4校において測定箇所の変更に至っている。引き続き、学校との協議を重ねながら、適正な検査の実施に努めていく、と答えています。

2点目の「実態に基づく測定について」への答弁では、学校環境衛生基準では、室内空気の検査方法が詳細に規定されており、当市では、これらの基準を遵守し、かつ、学校活動への影響を最小限に抑えながら検査を実施するため、「シックスクール対策マニュアル」において、定期検査は原則として夏期休業期間中に実施することとしている。児童生徒が教室にいる状態での検査実施については、この検査を正確に行うためには、同基準の原則に従って、児童生徒がいない教室等で実施すべきものと考えている、と答えています。

3点目の「TVOC（総揮発性有機化合物）の考え方について」への答弁では、現在の学校環境衛生基準では、TVOCは検査対象となっていないため、基準値や検査方法等が示されていないことから、教育委員会では、現時点では検査項目に加える予定はないが、文部科学省から学校環境衛生基準を令和8年4月を目途に見直す検討をしているとの通知があったところであり、その検討状況を注視していく、と答えています。

4点目の「香害に関する実態調査について」への答弁では、「香害」の全国調査に関しては、令和6年度に実施されたことを報道等により承知しているが、その内容や結果など詳細については、現時点では公表されていないものと認識している。市内の小中学校における実態調査については、当市では、入学時などに、化学物質による身体への影響など、学校生活を送るうえで配慮が必要な事項を児童生徒個別に把握するよう努めており、現時点であらためて調査は予定していない。国や近隣自治体、社会情勢などの動向に注視しながら、引き続き、学校内での香りの影響について研究していく、と答えています。

これに対し、3点再質問があり、1点目の「子供たちの様子の変化や教員からの情報等に応じた測定について」への答弁では、学校環境衛生基準では、工事や備品搬入等により、揮発性有機化合物の発生のおそれがあるときには、使用開始前に定期検査に準じた方法で臨時検査を行うこととされており、当市においても適正に実施している。この臨時検査のほか、教育委員会では、学校内で複数の児童生徒の健康状態に同様の変化が見られ、その原因特定のために必要と考えられる場合には、室内空気の検査を実施することとしている、と答えています。

また、3点目の「モデル的に学校を何校か抽出しながら測定することについて」への答弁では、現在の学校環境衛生基準では、TVOCについては基準値や検査方法等が示されていないことから、現時点では、検査を行う予定はないが、来年4月に予定されている学校環境衛生基準の見直しの検討状況を注視していく、と答えています。

さらに、4点目の「香害や化学物質過敏症に関する実態調査を行うことについて」への

	答弁では、当市では、学校生活を送るうえで配慮が必要な事項を児童生徒個別に把握するよう努めていることから、実態調査は予定していないが、引き続き、国や近隣自治体、社会情勢などの動向を注視していく、と答えています。 次に、長田議員から1件の質問がありました。「公共施設の暑熱対策」に関し、「公民館や体育館におけるエアコン設置の見通しについて」への答弁では、教育委員会では、令和5年度の記録的な猛暑を受け社会教育施設の暑熱対策に取り組んでおり、昨年7月にコミュニティセンター、野幌公民館及び大麻公民館のロビーにエアコンを設置している。市では、公民館をはじめとする市内の公共施設や協力施設の店舗など16施設をクールシェアスポットに登録し、涼しい場所を市民に共有していただくために広くホームページなどで紹介している。また、公民館におけるエアコン未設置の研修室や体育館では、窓の開放や大型扇風機による換気などの対策と利用者への注意喚起を行い、体育館では、館内アナウンスや職員の巡回による水分補給の促進などの熱中症対策を行っている。さらに、熱中症警戒アラートが発出された場合には、利用者が暑さを避けるために貸室の使用を事前に中止した際に使用料を還付するなどの対応をしているところである。教育委員会では、近年の暑さに対応し利用者の安全安心を確保することは重要であると認識しており、小中学校に設置しているスポットクーラーなどの冷房備品に今後余剰が生じた場合には、公民館や体育館への設置について検討していく、と答えています。 これに対し、再質問があり、「学校のスポットクーラーなどに余剰が生じた場合の活用について」への答弁では、今年度、小学校8校でエアコン設置を進めており、来年度以降、学校の冷房備品に余剰が生じた場合には、順次、公民館や体育館への設置について検討していく、と答えています。以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、令和7年第3回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
星野生涯学習課長	次に、報告事項(2)令和7年度小中学生国内交流研修事業についての報告を求めます。星野生涯学習課長をお願いします。 報告事項(2)令和7年度小中学生国内交流研修事業についてご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。今年度の事業につきましては、10月21日から24日まで、3泊4日で土佐市への訪問を予定しております。今回の参加者につきましては、記載のとおりでありまして、小学5年生が9名、中学2年生が3名、男子7名、女子5名の計12名です。引率者は、訪問団長に、東野幌小学校の得能校長、児童生徒指導として大麻小学校の飯田教諭、江別第三中学校の内山教諭をお願いしております。また、担当の生涯学習課からは、左川青少年係長が同行いたします。主な事業内容につきましては、土佐市小中学生宅へのホームステイと体験入学を行います。また、異なる文化や風土を体験するための施設見学や体験学習を行う予定です。
黒川教育長	詳細の日程は、現時点の予定として、2ページに記載のとおりです。 現在、10月の訪問に向けて、事前研修会を開催しており、北海道や土佐市に関する勉強のほか、発表の練習を行い、今後は10月16日の市長表敬訪問を経て、交流研修事業本番を迎えることとなっております。以上です。
山崎総務課長	ただいま報告のありました、令和7年度小中学生国内交流研修事業について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(1)令和7年議案第29号江別市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、説明を求めます。 山崎総務課長をお願いします。 議案第29号江別市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。 議案の1ページ、1改正理由をご覧ください。市では、事務手続きのデジタル化など事

黒川教育長	務の効率化を図るため、このたび、公印の押印を省略できる軽易な文書を明確化するほか、公印使用の手続きをシステム上でもできるようにするための規程整備を行います。これに伴い、教育委員会におきましても、今後、市と同じ取扱いにより事務手続きを行うため、関係規則の所要の改正を行うものでございます。 3 ページをご覧ください。教育委員会の関係規則として、江別市教育委員会公印規則を一部改正いたします。現行の規則は、表左のとおり、全5条の簡単な構成であり、公印の取扱いについての詳細な規定はなかったことから、今回、表右のとおり、第6条として、「この規則に定めるもののほか、公印の取扱いについては、市の例による。」との条項を追加し、市の規定を適用する旨を定めます。また、今後、本規則に定めのない事項についても柔軟に対応できるよう、第7条として、「この規則に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、教育長が定める。」との条項を追加いたします。 改正箇所は以上であり、この内容による改正規則を2ページに掲載しておりますので、ご参照願います。施行日は、令和7年10月1日であります。以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和7年議案第29号江別市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 山崎総務課長お願いします。
山崎総務課長	次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和7年度予算編成方針について、審議事項として、指定管理者の指定について（あけぼのパークゴルフ場、森林キャンプ場）、江別市セラミックアートセンター設置条例の制定について、などを予定しております。また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、10月30日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。
黒川教育長	ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、10月30日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第9回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後3時26分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 松田 久美